

## 高槻市告示第 60 号

### 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成 18 年 2 月 9 日

高槻市長 奥本 務

#### 1 指定する区域

別図のとおり（高槻市白梅町 61 番 1、1070 番 3 の各一部）

#### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

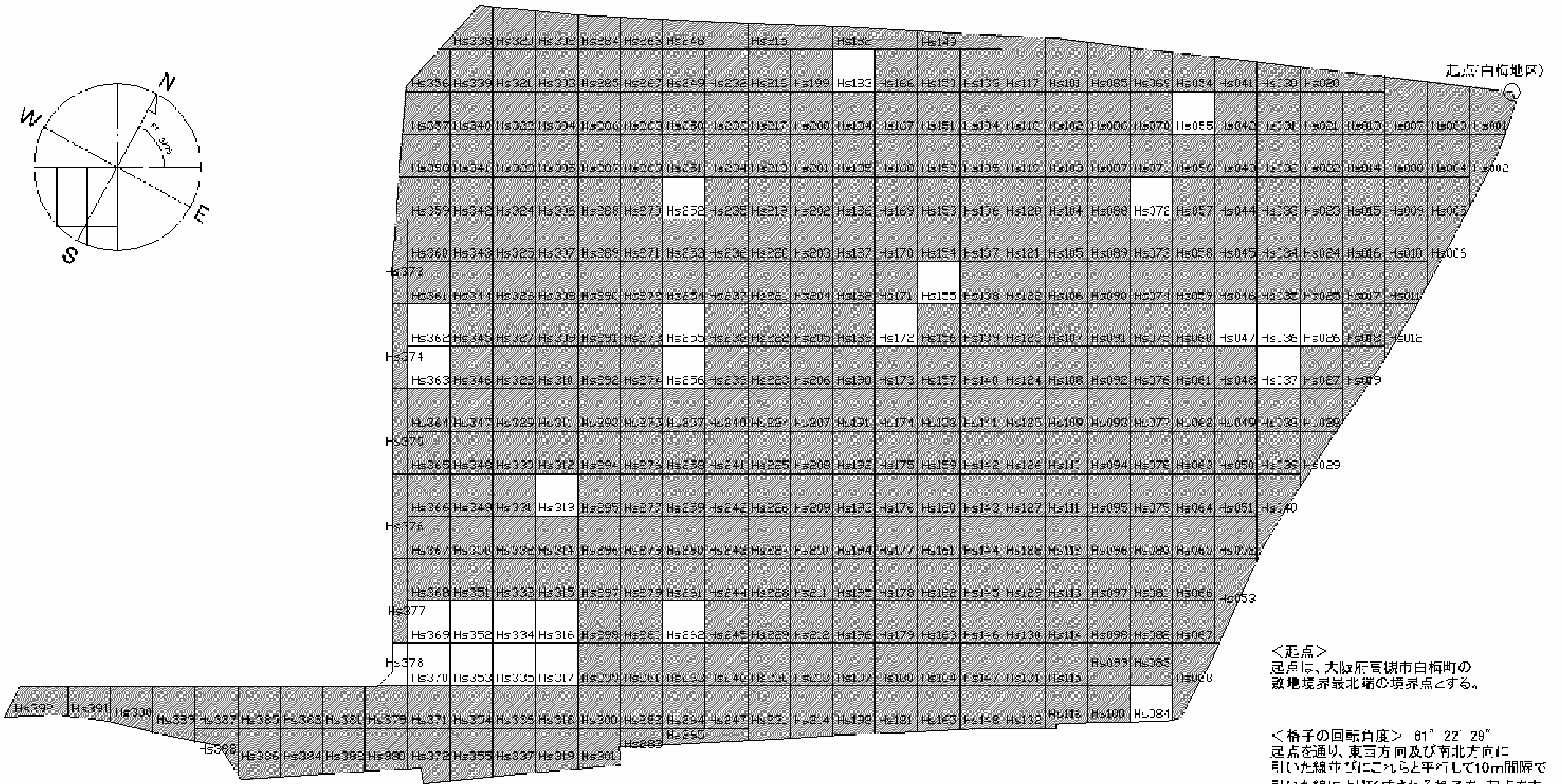
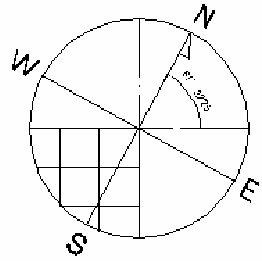
カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

#### 3 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

調査結果凡例

■ : 指定区域



＜起点＞  
 起点は、大阪府高槻市白栂町の  
 敷地境界最北端の境界点とする。

＜格子の回転角度＞ 61° 22' 29"  
 起点を通り、東西方向及び南北方向に  
 引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で  
 引いた線により形成される格子を、起点を支  
 点として回転させた角度を示す。

指定区域一覧図(総括)